申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 西方地域づくり推進課

認可等の内容	真名子夢ホール利用の承認			
法令等及び条項	栃木市真名子夢ホール条例第4条			
根拠条項	未設定			
型 設定等年月日 理 期	平成	年	月	日設定
	平成	年	月	日最終変更
標準処理期間		日		
根拠条項	栃木市真名子夢ホール条例第4条、条例第5条			
参考事項				
設定等年月日	平成23年10月 1日設定			
	平成	年	月	日最終変更
	設定等年月日 標準処理期間 根拠条項 参考事項	法令等及び条項 栃木市 根拠条項 未設定 設定等年月日 平成 平成 根準処理期間 栃木市 参考事項	法令等及び条項 栃木市真名子 根拠条項 未設定 設定等年月日 平成 年 平成 年 中成 年 平成 年 中成 年 中成 年 中成 年 中成 年	法令等及び条項 栃木市真名子夢ホー根拠条項 未設定 設定等年月日 平成 年 月 平成 年 月 平成 年 月 中成 年 月 中成 年 月 中成 年 月 中成 年 月 日 根拠条項 栃木市真名子夢ホー参考事項 で成23年10月

【基準】

栃木市真名子夢ホール利用の承認基準

- 1 栃木市真名子夢ホール利用申請に対する承認(条例第4条)
- (1) ホールを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 栃木市真名子夢ホール利用の制限基準 (条例第5条)
- (1) 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。
 - ア 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - イ 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認めるとき。
 - ウ 上記に掲げるもののほか、ホールの管理運営上支障があると認められるとき。
- (2) ホールを連続して利用する場合は、原則として3日を超えることはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

審査基準